

■プレス機械作業主任者技能講習

「プレス機械作業主任者」とは、①プレス機械及びその安全装置の点検をし、②それらに異常を認めたときは、直ちに必要な措置をとり、③切り替えキースイッチがあるものはキーの保管をし、④金型の取付け取外し及び調整の作業を直接指揮する責任者です。

事業者は、労働災害を防止するため、動力により駆動されるプレス機械を五台以上有する事業場において行なう当該機械による作業については、プレス機械作業主任者技能講習を修了した者のうちから、「プレス機械作業主任者」を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければなりません。(労働安全衛生法第14条、同施行令第6条第7号、別表第18第2号)